

地域のつながり！ 減量のたのしさ！！ =きしわだ= 推進員だより

「推進員だより」では岸和田市廃棄物減量等推進員の活動や市の施策などを紹介します。

平成 24 年（2012 年）

第 15 号

（9 月発行）

編集と発行

岸和田市生活環境課

電話 072(423)9465

市内 10 会場にて今年度、推進員地区別研修会を開催いたしました。

7 月 24 日（火）より 8 月 5 日（日）までの期間、市内 10 会場にて平成 24 年度 廃棄物減量等推進員地区別研修会を行い、連日の猛暑日となった中、全会場で約 150 名の方にご参加いただきました。

研修内容としまして始めに、「大阪湾フェニックス計画」に関する映像をご覧いただきました。

「大阪湾フェニックス計画」では、近畿 2 府 4 県の 168 自治体、約 2000 万人が暮らす地域から発生する廃棄物や焼却灰による大阪湾の埋立てを行っています。埋立処分場は、大阪沖・泉大津沖・神戸沖・尼崎沖の 4 ヶ所があり、岸和田市からは、普通ごみ・可燃性粗大ごみを焼却処理した後の焼却灰及びせとの類などの埋立ごみを、大阪沖処分場に搬入しています。

4 つの処分場には、1 日にダンプトラック 300 台分もの焼却灰等が運び込まれており、当初の計画では平成 33 年で満杯になってしまう予定でしたが、各自治体住民が地域ぐるみで協力し取組んだごみ減量化、そして一人ひとりが心がけを持ち、ごみを減らす努力を行っていただいた成果として、受入量が当初の計画より下回ったため、埋立終了時期が平成 39 年度までの 6 年間延長されました。

このフェニックス計画の名称は、“エジプト神話の不死鳥”とヤシ科の植物“フェニックス”に由来し、ごみなどで埋立てた土地が、みどり豊によみがえるよう願いを込め名づけられたそうです。大阪沖処分場の規模として、面積は甲子園球場全体の約 24 倍、久米田池の約 2 面分に相当するようです。

続いて、当日会場にて配布いたしました研修会資料を基に、岸和田市での一般家庭ごみ排出量の推移について、また、その他事業内容に関する資料説明を行い、その後の質疑応答では、ごみの出し方や分別方法に関する質問が多く寄せられました。

生活様式の多様化や消費意識の変化などによってごみ質も多種多様となり、処理過程も複雑化していますが、今後も **3R**「リデュース：ごみを減らす」「リユース：再使用」

「リサイクル：再資源化」の大切さに触れ、市民一人ひとりの小さな行動により世の中が大きく動くという認識を持ち、今後の推進員活動に活かしていただきますようお願いいたします。



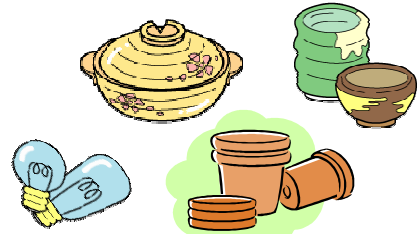
小さな金属類・埋立ごみ等(廃蛍光管)について

平素は小さな金属類・埋立ごみ等回収の立会い、ご指導ありがとうございます。
回収立会い時のご参考に、対象品目について明記させていただきます。

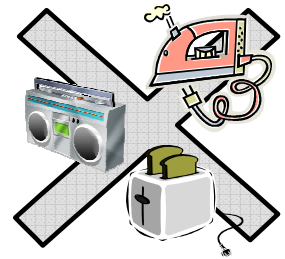
埋立ごみにつきましては、せともの、ガラス製品類(茶わん・皿・湯呑み・コップなど)また、化粧品のビン、ガラス容器、植木鉢類です(中に土が残っている場合は回収出来ません。土は購入店舗または、専門業者にご相談していただきます)
プラスチック製プランターは回収出来ません。廃プラスチックごみとして出していただくか、土など汚れが残っている場合は、普通ごみとして出していただきます。**電球類**も埋立ごみとして回収して下さい。

レンガ・ブロック・かわらなどは対象外となっています。

粗大ごみとしてお申し込み頂くか、自己搬送または業者に回収依頼していただきます。

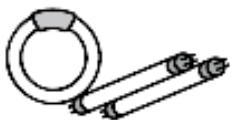


小さな金属類につきましては、一般家庭で使用されます調理用品鍋・やかん・フライパン(柄は付いたままで結構です)・スプーンフォークなどが対象品目です。その他、スチールハンガー・傘の骨または25cm以下の金属製品となっており、25cmを超える製品また電気製品(コンセントの付いた物、乾電池で作動する物)については回収出来ません。25cmを超える製品、電気製品につきましては持ち帰っていただき、粗大ごみ(有料)にお申し込み下さいますようご指導願います。



廃蛍光管には有害な成分が入っておりますので、割らずに回収してください。割れていない蛍光管(円形・直管形)だけを別で回収して、適正処理を行いリサイクルしています。

廃蛍光管につきましては「割れているもの」・「割れていないもの」を分けていただければ結構です。割れている蛍光管・電球は埋立ごみ(せともの類と同じ)として回収いたします。



包丁・はさみなどの刃物類(刃渡り25cm以下)は半年に一度行っていただく廃食用油の回収日に、鍵付きの専用箱を用意いたします。必ず、推進員及び町会の方の立会いをお願いいたします。

(一部、実施していない町会等があります)



ガスコンロ周りで使用します、使用済みのアルミ製『油よけガード』『レンジフード』類、また麺類などを直接火にかけて煮炊きをする『アルミ製鍋』『アルミ箔』などについては、普通ごみに出していただきます。

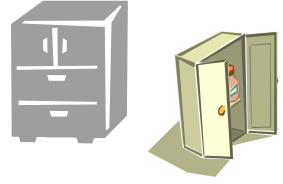
上記に表示したすべての品目について、店舗で使用した物など、事業者からの持込はお断りしております。また、排出時に持って来られた袋や箱などは持ち帰り頂くようご指導願います。

問合せ先 423-1461

粗大ごみ申込専用電話 433-0053

リユース品の無償譲渡会を行いました。

8月8日(水)・9日(木)の2日間、環境事務所内で市民の皆様からご提供いただいた家具、ベビー用品、小物などのリユース品約200点を展示、2日間で合計400名の方にご来場いただきました。お子様連れの来場者にはスーパーボールすくいや、ヨーヨー釣りなどで楽しんでいただき翌10日(金)には、岸和田市消費生活研究会の方々のご協力による公開抽選を行い、倍率が10倍を超える品物も10点以上ある中、応募いただいた品物に対する当選者を決定いたしました。



来年2月にも譲渡会を開催する予定をしておりますので、引続き市民の皆様からの「キズも無くキレイだし、まだ使えるのに・・・」「買ったけどほとんど使わず、新品同様！」といった机、タンスなど、小型家具のリユース品提供の受付を随時行っています。

※電気製品につきましては受付けておりません

平成24年度 第2回 廃食用油と刃物類の回収について

町会(自治会)における、廃食用油及び刃物類の回収を下記の日程で予定しておりますので、何かとご多忙のところ恐縮ですが、ご協力よろしくお願いいたします。

当日は刃物類の回収に使用いたします、『鍵付きの専用箱』を設置いたします。回収時間終了後は鍵を掛け、当日巡回しております職員に引渡して下さる様お願いいたします。

回収日の約1ヶ月前に町会長(自治会長)様へも回覧等を配布いたしますので、住民の皆様への周知、ご指導よろしくお願いいたします。

※一部、実施していない町会(自治会)もございます。

**※下記の場所には常時、回収容器
ドラム缶を設置しております。**



10月28日(日)	旭・太田
11月4日(日)	新条・八木北 (吉井町を含む 新小松里町を除く)
11月11日(日)	山直北・城東
11月18日(日)	大宮・山直南
11月25日(日)	光明・天神山
12月2日(日)	中央・浜・城内 及び野田町・藤井町
12月9日(日)	朝陽・東光 (野田町・藤井町を除く)
12月16日(日)	春木・大芝・城北 (吉井町を除く)
平成25年1月以降の分は、次号でお伝えします。	

中北町会館	南上町1丁目会館
上野町東会館	加守町3丁目会館
葛城町会館	西之内町会館
三田町会館	小倉町会館
府営並松住宅集会場	内畑町辻堂会館
内畑町下出地車小屋前	内畑町沢峰会館
内畑町西堂 松瀬橋横	内畑町山口青年会場
大沢町 大沢山荘	牛滝町バス停横
環境事務所(土生町2丁目)	

不法投棄防止に対する取組み

(しない・させない・ゆるさない)

岸和田市は東西に広く、海や山などの自然環境に恵まれた地域である反面、不法投棄者にとって都合の良い場所も多く存在することも事実です。不法投棄は、まちの美観を損ない、自然環境へも悪影響を及ぼし、投棄物の中には、毒物が含まれていることもあり市民の健康や生態系への影響も考えられます。

本市では、不法投棄多発地帯に監視カメラを設置し、24時間監視体制を取っています。また、不法投棄防止及び防犯パトロールを岸和田警察と連携し、毎年6月から8月までの3ヶ月間、職員による市内地域の夜間巡回パトロールを実施しています。

不法投棄防止策の一環として、市民から要望があれば、不法投棄禁止ポスターを無償でお渡ししています。

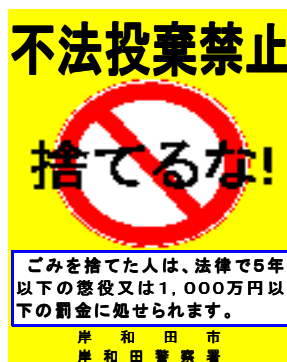
※ 民有地については、囲い等を設け投棄されないように管理し、もし投棄された場合は自ら適正処理していただきます。

(岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例)

【夜間巡回パトロール準備風景】

【不法投棄防止ポスター】

【不法投棄の現状】



違反ごみ（不適正排出）について

普通ごみの排出が有料指定袋に変わり2年が過ぎましたが、いまだ一部の市民に透明袋等で排出する方がおられ、多くの市民が迷惑しています。

ごみ置場に、(電気類・家具類・ごみをダンボールに入れたり・生ごみをそのまま放置)など違反ごみが散乱している場所も多々あります。

当課ではごみ置場の巡回パトロールを行い、違反ごみを見かけた場合は確認し、証拠物があれば啓発及び指導を行っています。また悪質者には岸和田警察にもご協力をいただいで対応しております。

連絡先

排出指導担当

電話

4 2 3 - 9 4 4 4

FAX

4 3 6 - 0 4 1 8